

実施方針の策定の見通しについて

平成 28 年 8 月 24 日

鹿児島市

民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（以下「P F I 法」という。）第 15 条第 1 項及び P F I 法施行規則第 2 条の規定に準じ、下記のとおり実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業	実施方針で公表	鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）の設計・建設及び維持管理・運営に関する一連の業務	鹿児島県鹿児島市 谷山港三丁目 3 番地 3	平成 28 年 9 月 （予定）